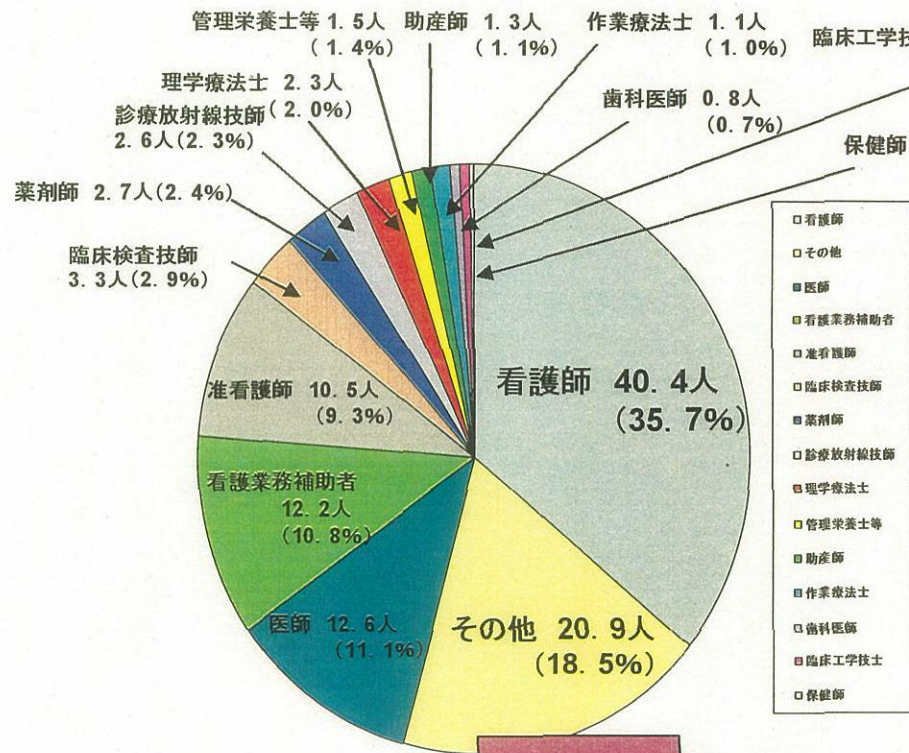


## 事務局提出資料

病院における医療関係職種従事者	1
民間立看護師等養成所への補助金額 (平成19年度交付実績)	2
19年度学校法人各学校部門への補助金額	3
大学の専任教員数に関する規定	4

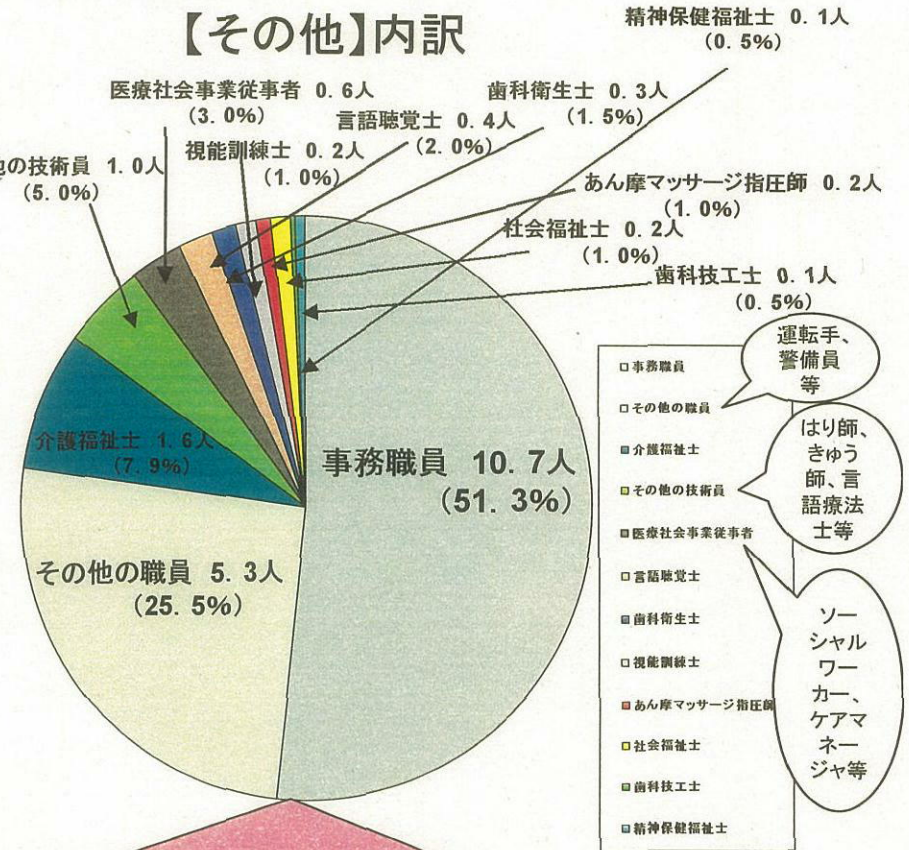
# 病院における医療関係職種従事者 (一般病院100床当たり)

【全体】



合計 113.1人

【その他】内訳



合計 20.9人

- 看護師
- その他
- 医師
- 看護業務補助者
- 准看護師
- 臨床検査技師
- 薬剤師
- 診療放射線技師
- 理学療法士
- 管理栄養士等
- 助産師
- 作業療法士
- 歯科医師
- 臨床工学技士
- 保健師

- 事務職員
  - その他の職員
  - 介護福祉士
  - その他の技術員
  - 医療社会事業従事者
  - 言語聴覚士
  - 歯科衛生士
  - 視能訓練士
  - あん摩マッサージ指圧師
  - 社会福祉士
  - 歯科技工士
  - 精神保健福祉士
- 運転手、警備員等
- はり師、きゆう師、言語療法士等
- ソーシャルワーカー、ケアマネージャ等

## 民間立看護師等養成所への補助金額(平成19年度交付実績)

(単位:百万円)

統合カリキュラム(9校、1,001人)	補助総額	1校あたり補助金	1人あたり補助金
国庫補助金	105	11.7	0.10
地方公共団体補助金	105	11.7	0.10
計	210	23.3	0.21

3年課程(全日制)(213校、29,869人)	補助総額	1校あたり補助金	1人あたり補助金
国庫補助金	2,087	9.8	0.07
地方公共団体補助金	2,087	9.8	0.07
計	4,174	19.6	0.14

2年課程(全日制)(40校、3,603人)	補助総額	1校あたり補助金	1人あたり補助金
国庫補助金	301	7.5	0.08
地方公共団体補助金	301	7.5	0.08
計	602	15.1	0.17

※ 上記の表は、全課程のうち「統合カリキュラム課程」、「3年課程(全日制)」及び「2年課程(全日制)」の課程を抜粋。  
(統合カリキュラム : 看護師3年課程及び保健師又は助産師課程を併せた4年間のカリキュラムである。)

※ 補助対象は、補助対象外である国立・公立・公的立を除いた民間立の看護師養成所。

※ 上記金額には、施設・設備の整備費を除く、運営費の交付額である。

**19年度学校法人各学校部門<sup>※</sup>への補助金額**  
 (平成20年度版「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団)より作成)

(単位：百万円)

大学部門 (572校、2,035,612人)	
国庫補助金	327,092
私立大学等経常費補助金	293,934
その他国庫補助金	33,158
地方公共団体補助金	12,036
私学事業団学術研究振興資金	109
計	339,237

短期大学部門 (380校、170,768人)	
国庫補助金	28,984
私立大学等経常費補助金	27,331
その他国庫補助金	1,654
地方公共団体補助金	642
私学事業団学術研究振興資金	17
計	29,643

高等学校部門 (1,273校、987,525人)	
国庫補助金	7,643
私立大学等経常費補助金	0
その他国庫補助金	7,643
地方公共団体補助金	345,205
私学事業団学術研究振興資金	0
計	352,848

※ 各学校部門は学校法人会計基準第13条(資金収支内訳表の記載方法)及び第24条(消費収支内訳表の記載方法)の規定による会計単位としての大学、短期大学及び高等学校である。したがって、法人部門、附属病院及び研究所等の別部門の数値は含まない。なお、高等専門学校3校に関するデータについては、短期大学部門に合算集計している。

【大学の専任教員数に関する規定】

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
保健衛生学関係(看護学関係)	二〇〇—四〇〇	一二	-	-

備考

一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。

二、三 （略）

四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。

五～十一 （略）

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	収容定員三六〇人までの場合の専任教員数	収容定員四八〇人までの場合の専任教員数	収容定員六〇〇人までの場合の専任教員数	収容定員七二〇人までの場合の専任教員数	収容定員八四〇人までの場合の専任教員数	収容定員九六〇人までの場合の専任教員数
医学関係	一三〇	一四〇	一四〇	一四〇	-	-
歯学関係	七五	八五	九二	九九	一〇六	一一三

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二～四 （略）

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）（略）